

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2013年10月号 | No. 10/2013

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## PCT 同盟総会

WIPO 加盟国総会の一部として、第 44 回 PCT 同盟総会が 2013 年 9 月 23 日から 10 月 2 日の期間、ジュネーブにおいて開催されました。

本同盟総会では 2014 年 7 月 1 日に発効する PCT 規則の修正を採択しました。本修正は、文書 PCT/A/44/3 に記載され、同セッションの報告書の附属書に含まれる予定で、以下の変更を含みます。

- PCT 規則 66 及び 70 の修正：国際予備審査は“トップアップ”サーチを行います。主な目的は、国際調査後に公開された関連する特許文献を見つけることです。
- PCT 規則 94 の修正、及び PCT 規則 44 の 3 の削除：2014 年 7 月 1 日以降の国際出願に関する国際調査機関により作成された見解書が、いかなる場合でも、国際公開時から PATENTSCOPE で利用可能となります。現在、見解書は優先日から 30 ヶ月後に利用可能です。

同盟総会はウクライナ国家知的所有権庁を PCT における国際調査機関及び国際予備審査機関として選定しました。また、エジプト特許庁が 2013 年 4 月 1 日から国際機関としての運用を開始したこと、インド特許庁が 2013 年 10 月 15 日に開始すること、国立工業所有権機関（チリ）が 2014 年 10 月に開始する予定があることを留意しました。

また同盟総会は、PCT サービスの利害関係者への提供を改善することについて PCT 作業部会と PCT 国際機関会合によりなされた作業に関する報告を留意し、さらなる作業に関する勧告に合意しました。これらの事項は *PCT Newsletter* 2013 年 6 月号、3 月号にそれぞれ掲載されています。

## 作業文書

PCT 同盟総会の作業文書は下記 WIPO ウェブサイトからご利用いただけます。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_code=pct/a/44](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/a/44)

## インド特許庁の国際調査及び予備審査機関としての機能の開始

2007 年 9 月に開催された第 36 回 PCT 同盟総会において、インド特許庁は PCT における国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）に選定されました（*PCT Newsletter* 2007 年 10 月号参照）。当該機関は 2013 年 10 月 15 日から ISA 及び IPEA としての運用を開始することを WIPO に通報しました。その日以降に受理官庁としてのインド特許庁（RO/IN）又は RO/IN に出願する資格を有する出願人によって受理官庁としての国際事務局に出願された場合に利用できます。

ISA 及び IPEA として資格のある官庁についての情報、例えば当該官庁に支払う手数料などの情報については、*PCT 出願人の手引*の附属書 D (IN) 及び E (IN) をご覧ください。調査手数料と予備審査手数料については、PCT 手数料表 I(b)及び II にも掲載されています。

## PCT-特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) パイロット

### IP5 (五大特許庁) による PCT-PPH 試行プログラムの開始

IP5 (五大特許庁：欧州特許庁 (EPO)、日本国特許庁 (JPO)、韓国知的所有権庁 (KIPO)、中華人民共和国国家知識産権局 (SIPO) 及び米国特許商標庁 (USPTO)) は五大特許庁相互間での PPH を 2014 年 1 月から開始することに合意しました。このプログラムでは、PCT 国際段階での成果物を利用でき、特許出願の早期審査を可能にします。特に、該当する官庁では、他庁が行った審査結果を利用することができます。これらの官庁間ではすでに複数の二国間 PCT-PPH 試行プログラムや EPO、JPO、USPTO による三国間のプログラムがありますが、それら現在運用されている PPH はこの新しい包括的な取組に統合されます。

IP5 の PCT-PPH 試行プログラムでは、上記 IP5 のある 1 機関によって作成された国際調査機関 (ISA) 又は国際予備審査機関 (IPEA) の見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) において特許性ありと判断された請求項がある場合、その他の IP5 の庁、つまり EPO への広域段階、JPO、KIPO、SIPO、USPTO への国内段階において早期審査を請求することができます。

詳細については、下記 EPO、JPO、SIPO のプレスリリースをご覧ください。

(EPO) <http://www.epo.org/news-issues/news/2013/20130924.html>

(JPO) [http://www.jpo.go.jp/torikumi\\_e/t\\_torikumi\\_e/five\\_pph\\_torikumi\\_e.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/five_pph_torikumi_e.htm)

(SIPO) [http://www.sipo.gov.cn/yw/2013/201309/t20130925\\_819901.html](http://www.sipo.gov.cn/yw/2013/201309/t20130925_819901.html)

この新しい試行プログラムの利用条件、開始日については、国際事務局に通報され次第、*PCT Newsletter* でご案内いたします。

## ePCT アップデート

### RO/IB への ePCT-Filing パイロットの開始

*PCT Newsletter* 2013 年 5 月号でご案内したように、ePCT システムを利用した国際出願の提出は、現在、限定的な試行ユーザが受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) に英語で出願する場合のみ利用可能です。しかしながら、この数日間中に予定されている ePCT システムの次回リリースの一部として、国際事務局 (IB) はすべての ePCT ユーザに RO/IB への ePCT-Filing パイロットへのアクセスを開始します。本パイロットでは引き続き RO/IB への国際出願に限定されますが、次の言語で公開される出願を含むように拡張されます。英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語及びポルトガル語です。(ePCT-Filing がまだ他の言語での公開に必要な氏名とあて名のための二言語フォーマットに対応していないため。) 本パイロットは、必要な準備が整い次第、更なる言語のユーザインターフェースの段階的な利用可能性も含め、他の受理官庁や他の公開言語を含むよう徐々に拡張される予定です。

ePCT-Filing は、電子証明書で認証された WIPO ユーザアカウントが必要な ePCT private サービスを経由してのみ利用可能です。そのため、ePCT-Filing システムの利用を希望するユーザは、前もって ePCT Portal : <https://pct.wipo.int/ePCT>にて、アカウント作成のためのリンクに従い、WIPO 電子証明書を入手して下さい。

ePCT-Filing は、国際出願をオンラインで提出するためのシンプル且つ直感的なインターフェースを提供します。そして、次のような利点があります。

- 最高のチェック機能(すべてのデータチェックは出願の準備段階に IB のデータベースに対してなされる)を搭載
- 国際出願が提出される前に、方式に関するエラーが検出され、訂正が可能
- 変換時に問題を生じやすい構成(例えばグレースケールなど)を含む PDF 添付書類を検出し、変換後のプレビューが表示されるので、出願を提出する前に訂正が可能
- ePCT-Filing を利用して提出された国際出願は、eOwnership を取得する為の別途手続きをする必要はなく、願書を提出した方がデフォルトで“eOwner”となり、オンラインで即時参照可能
- ePCT において出願の準備がなされている間であっても、新規の国際出願へのアクセス権を共有することが可能
- PCT-SAFE アドレスブックを有していれば、それを ePCT にアップロードすることができ、または新たにアドレスブックを作り、そのアドレスブックを国際出願へのアクセス権を共有すると同様に、他のユーザとオンラインで共有することが可能
- コンピューター上にソフトウェアをインストールしたり、継続的にアップデートしたりすることが不要(最新の参照データが常に利用可能)

WIPO では、ePCT-Filing に関するウェビナーを以下の日程で開催します。無料で下記 URL にてサインアップできますので、是非ご利用ください。

- 2013 年 11 月 5 日(火) 午後 4 時から 5 時(中央ヨーロッパ時間(CET)) (ニューヨーク、午前 10 時から 11 時)  
<https://www2.gotomeeting.com/register/709580026>
- 2013 年 11 月 7 日(木) 午前 10 時から 11 時(CET) (東京、午後 6 時から 7 時)  
<https://www2.gotomeeting.com/register/474943786>
- 2013 年 12 月 3 日(火) 午後 4 時から 5 時(CET) (ニューヨーク、午前 10 時から 11 時)  
<https://www2.gotomeeting.com/register/709648282>
- 2013 年 12 月 5 日(木) 午前 10 時から 11 時(CET) (東京、午後 6 時から 7 時)  
<https://www2.gotomeeting.com/register/123618714>

## **PCT-SAFE 更新**

### **PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョンのリリース**

PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョン(2013年10月1日付け version 3.51.060.236)が下記ウェブサイトからまもなくダウンロード可能となります。

[http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html)

詳細はPCT e-Serviceウェブサイトをご覧ください。

[www.wipo.int/pct-safe/en/](http://www.wipo.int/pct-safe/en/)

**年末の公開スケジュールと国際事務局の閉庁日****国際事務局の閉庁日**

2013年12月及び2014年1月における、国際事務局（IB）の閉庁日は、週末に加えて下記日程となります。

2013年12月25日（水）、26日（木）

2014年1月1日（水）、2日（木）

したがって、国際事務局は下記の日程で業務を行い、新年は2012年1月3日（金）より通常通り業務を開始します。

2013年12月23日（月）、24日（火）、27日（金）、30日（月）、31日（火）

PCT 情報サービスと PCT e-Service ヘルプデスクの停止日については PCT Newsletter 2013 年 11 月号でご案内します。

**公開スケジュールと公開の技術的準備**

年末の休暇時期において、通常の公開予定日である 2013 年 12 月 26 日（木）と 2014 年 1 月 2 日（木）は WIPO 閉庁日にあたるため、公開が 1 日遅れ、それぞれ 2013 年 12 月 27 日（金）と 2014 年 1 月 3 日（金）となります。

さらに、2013 年 12 月 5 日から 2014 年 1 月 16 日の期間に公開される国際出願に関する公開の技術的準備の完了が早くなります。その期間に IB に変更が届かなければならない日の詳細は以下の表をご参照ください。

国際公開日	WIPO に出願人の通知が届く必要がある最終日 (ヨーロッパ中央時間、24 時まで)
2013 年 11 月 28 日(木)	2013 年 11 月 12 日(火)(通常通り)
2013 年 12 月 5 日(木)	2013 年 11 月 18 日(月)
2013 年 12 月 12 日(木)	2013 年 11 月 22 日(金)
2013 年 12 月 19 日(木)	2013 年 11 月 28 日(木)
2013 年 12 月 27 日(金)	2013 年 12 月 4 日(水)
2014 年 1 月 3 日(金)	2013 年 12 月 10 日(火)
2014 年 1 月 9 日(木)	2013 年 12 月 16 日(月)
2014 年 1 月 16 日(木)	2013 年 12 月 20 日(金)
2014 年 1 月 23 日(木)	2014 年 1 月 7 日(火)(通常通り)

上記期間に公開される国際出願に関して、国際公開に変更を反映させたい出願人は上記日程に留意する必要があります。例えば、国際公開を回避することが可能な期間内に、出願人が PCT 規則 90 の 2.1(c)、90 の 2.2(e) 及び 90 の 2.3(e) に基づく国際出願、指定又は優先権の主張の取下げを希望する場合、PCT 規則 46.1 に規定される期限が迫っている中で、PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正を提出することを望む場合、PCT 規則 92 の 2 に基づいて出願人、代理人、共通の代表者、発明者の表示の変更を望む場合、国際出願にこのような変更が反映されるためには、上記表の右欄に示された日までに、IB に通知が届く必要があります。

IB に通知を行う場合には、公開の技術的準備が完了するより前に、出来るだけ早く提出されることを強くお勧めします。通知の方法としては、郵送も可能ですが、好ましくは以下の方

法での送付をお勧めします。

- ePCT (public 又は private service) (<https://pct.wipo.int/ePCT>) 経由
- FAX : (+41-22) 338 82 70

## **PCT 最新情報**

BR : ブラジル (国内段階における優先審査に関する情報)  
 CA : カナダ (手数料)  
 CO : コロンビア (手数料)  
 HR : クロアチア (代理人に関する要件)  
 LV : ラトビア (手数料)  
 PE : ペルー (所在地とあて名、手数料)  
 PL : ポーランド (代理人に関する要件)  
 PT : ポルトガル (手数料)  
 SA : サウジアラビア (一般情報、管轄国際調査及び予備審査機関)

調査手数料 (オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、インド特許庁、  
 北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁)

予備審査手数料、取扱手数料及び国際予備審査に関する他の手数料 (カナダ知的所有権  
 庁、インド特許庁)

## **PATENTSCOPE 検索システム**

### **国内特許コレクション：バーレーン、中国、エジプト及びアラブ首長国連邦**

2013 年 8 月に、バーレーン、エジプト、アラブ首長国連邦の国内特許コレクションが  
 PATENTSCOPE 検索システムに追加されました。これらのコレクションは書誌情報につい  
 てはアラビア語と英語でご利用いただけます。明細書の全データもまもなく追加されます。

2013 年 9 月に、中国の国内特許コレクション、約 300 万件分のデータが PATENTSCOPE  
 検索システムに追加されました。中国のコレクションには、1985 年から 1995 年までの中国  
 特許と特許出願の英語の書誌情報と 1996 年以降の英語と中国語の書誌情報、及び中国語に  
 よる明細書、請求の範囲を含みます。

上記 4 つのコレクションが加わり、PATENTSCOPE 検索システムは、230 万件の公開され  
 た PCT 出願を含む、1790 年から現在までの約 3250 万件の特許文書を検索可能となりまし  
 た。また、これにより 34 の国内又は広域官庁のデータが利用可能となりました。

当該コレクションの各官庁の収録範囲の詳細は、下記リンク先の“Help (ヘルプ)”メニュ  
 ーから利用可能です。

<http://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

### **新たな PCT 国内移行情報**

PATENTSCOPE 検索サービスにおいて、オーストリア、キューバ、インド、ニュージーラ  
 ンド、タイの PCT 国内移行情報が追加されました。この結果、国内移行情報を提供している  
 官庁の数は 48 となりました。国際出願が国内／広域段階に移行した情報及びその他の国内  
 ／広域段階に関する情報は、指定若しくは選択官庁が、国際事務局に対し関係する情報を提  
 供している場合のみ、個別の国際出願の“national phase (国内段階)”タブをクリックする

ことをご覧いただけます。このサービスがカバーしているデータのリストは以下のアドレスをご参照ください。

<http://patentscope.wipo.int/search/en/nationalphase.jsf>

## **PCT in the News**

WIPO Magazine (No.5、2013年9月)に掲載された以下の4つの記事が、“PCT in the News”に追加されました。

“Providing Premier International IP Systems & Services” – an interview with Francis Gurry, Director General, WIPO

“Science, Technology & Innovation in Saudi Arabia” by Sami Alsodais, Director General, Saudi Patent Office, King Abdulaziz City for Science and Technology (KACST), Saudi Arabia

“Sharing Expertise to Boost Patent Quality” by Fatima Beattie, Deputy Director General, IP Australia

“ICTs & Innovation: The View from a Top PCT Filer” by Ken Hu, Rotating CEO and Deputy Chairman of Huawei

WIPO Magazine から抜粋したこれらの記事や他の記事は下記ウェブサイトをご参照下さい。

<http://www.wipo.int/pct/en/news/index.html>

また、WIPO Magazine No.5 の全記事は下記ウェブサイトでご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/wipo\\_magazine/en/2013/05/](http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2013/05/)

## **手数料の支払い請求に関する注意喚起**

### **新たな請求書**

PCT 出願人や代理人が WIPO の国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT Newsletter において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“WBPI – World Bureau for Intellectual Property”名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザーが WIPO に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のページでご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同じページから参照できます。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号 : +41 22 338 83 38

FAX 番号 : +41 22 338 83 39

電子メール : [pct.infoline@wipo.int](mailto:pct.infoline@wipo.int)

**PCT 締約国と 2 文字コード（誤植）**

PCT Newsletter 2013 年 5 月号、2013 年 6 月号、2013 年 7 月号、2013 年 8-9 月号に掲載した PCT 締約国と 2 文字コードのリストに関して、RS セルビアに付された脚注は間違いですのでご注意ください。

**実務アドバイス****取下げのために有効な署名又は委任状の期限内受理の重要性**

**Q:** 国際出願のための代理人として、国内段階への移行を遅らせるため、当該出願の（唯一の）優先権の主張を取り下げたいと思っています。しかしながら、優先権の主張の取下げの期限は 2 日後に迫っており、出願人に当該取下げ通知に署名をしてもらいたいのですが、あいにく出願人と連絡が取れません。そこで本日、ePCT ドキュメントアップロード経由で国際事務局（IB）に、私が署名した優先権の主張の取下げ通知を提出し、後日、出願人に連絡が取れ次第、委任状を提出することは可能でしょうか。それがもし可能なら、IB は当該取下げ通知を IB が受理した日付、つまり期限内に受理されたとみなすでしょうか。

**A:** 優先権の主張の取下げ通知（PCT 規則 90 の 2 に基づく他の取下げ通知についても同様）が有効であるためには、その通知が以下の二つの要件を満たさなければならないことにご留意ください。

- － 所定の期限内（優先権の主張の取下げは、優先日から 30 ヶ月（PCT 規則 90 の 2.3(a)) に受理されなければならない。
- － 必要な署名がされていなければならない。（出願人又は出願人を代理する者によって署名されていなければならない。）当該取下げ通知が出願人に代わり、代理人により署名され、当該代理人がその時点で出願人によって正式に選任されていない場合、その通知は、出願人により署名された代理人を選任する委任状を伴わなければならない。（PCT 規則 90 の 2.5)

したがって、優先権の主張の取下げ通知が本日、（当該通知の提出手段にかかわらず）国際事務局により受理されたとしても、上記両方の要件が満たされた日が、当該通知の受理日とみなされます。それゆえ、当該取下げ通知は、もし署名された委任状が優先日から 30 ヶ月の期限内に提出されなければ考慮されません。

当該国際出願において、出願人／発明者（出願人及び発明者である者）がいる場合を含め、複数の出願人がいる場合（2012 年 9 月 16 日に発効した米国発明法の関連規定より前に提出された国際出願の場合に特に関連します）、当該取下げ通知が有効となるためには、他のすべての出願人の署名も要求されることにご留意ください。

それゆえ、PCT 規則 90 の 2 に基づく如何なる取下げの様式も、全ての必要な署名がなされているか確認するとともに、どのような場合においても、手続上の又は技術的な問題に対処するための時間的な余裕をもって、所定の期限よりも充分前に国際事務局に通知するよう心がけることが重要です。

また、国際出願を提出した受理官庁により、委任状の提出要件が放棄されているとしても（PCT 規則 90.4(d)及び／又は 90.5(c))、貴殿が（代理人として正式に選任される為に）委任状への署名又は願書への署名により出願人の署名を得ておくべきかどうか、注意深く考慮する必要があります。署名を得ることにより、全出願人の署名、又は全出願人によって署名された委任状を要件とする PCT 規則 90 の 2 に基づく如何なる取下げも即座に処理すること

ができますし、足りない署名を得るための遅延を避けることができます。当該署名が受理官庁に提出されておらず、代理人のファイルに保管されているだけだとしても、少なくとも後の手続きで必要になった場合に役に立つでしょう。

もし、優先日から 30 ヶ月に期限内に必要な署名を入手することができなければ、優先権の主張は取り下げられず、国内段階への移行を希望する官庁が国内法に基づき、より長い移行期限を認めていない限り、通常は優先日から 30 ヶ月までに国内段階に移行しなければなりません。30 ヶ月の期限の延長に関する詳細については、下記リンク先の“PCT 第 I 章及び第 II 章に基づく国内／広域段階への移行期限”をご参照ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/time\\_limits.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/time_limits.html)

### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧